

議案第 7 4 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 6 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1
7 年かすみがうら市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「非常勤職員（法第 2 8 条の 5 第 1 項）」を「非常勤職員（地方公
務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法第 2 8 条の 5 第 1 項」
に改める。

(かすみがうら市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市職員定数条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 2 9
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「常時勤務する地方公務員で、一般職に属する者（6 月以内の期

間を定めて雇用される者を除く。）」を「勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第５項の規定により臨時的に任用する職員及び非常勤の職員を除く。）」に改める。

（かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条 かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

４ 法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第４条 かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「給料」を「の期間について、給料（法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員にあつては、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）第 条に規定する報酬の額）」に改める。

（かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第５条 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２６１号」を「第２６１号。以下「法」という。」に改める。

第２条第２項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第１８条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条

中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 6 条 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改める。

第 5 条第 10 項から第 13 項までを削る。

別表第 1 中

「

職名		
執行機関		
	教育委員会委員	
	選挙管理委員会委員	委員長
		委員
	監査委員	知識経験を有するもののの中から選任された委員
		議会議員の中から選任された委員
	固定資産評価審査委員会委員	

」

を

「

機関名	職名	
執行機関	教育委員会委員	
	選挙管理委員会委員	委員長
		委員
	監査委員	知識経験を有する ものの中から選任 された委員
		議会議員の中から 選任された委員
	固定資産評価審査委員会委員	

」

に改め、

「

農地流動化 推進委員				8, 7 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0 0	2, 1 0 0
行政 区 長	1 0 戸 以下	1 0, 0 0 0						
	1 1 ～ 3 0 戸	2 5, 0 0 0						
	3 1 ～ 5 0 戸	5 0, 0 0 0						

	5 1 ~ 1 0 0 戸	7 5, 0 0 0						
	1 0 1 ~ 2 0 0 戸	1 0 0, 0 0 0						
	2 0 1 ~ 3 0 0 戸	1 2 5, 0 0 0						
	3 0 1 ~ 4 0 0 戸	1 5 0, 0 0 0						
	4 0 1 戸以上	1 7 5, 0 0 0						
産業医			5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
統 計 調 査 員	一般統 計調査				3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	基幹統 計調査				3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
徴収嘱託員			5 0, 5 0 0					

福祉事務所 嘱託医			5 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
身体障害者 相談員		2 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
知的障害者 相談員		2 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
生活保護相 談員			1 1 2, 5 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
生活保護就 労支援員			1 1 2, 5 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
主任介護支 援専門員			1 7 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
介 護 支 援 専 門 員	保健師 の免許 を有す る者		1 5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	社会福 祉士の 資格を 有する 者		1 3 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

	上記以外		1 3 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
児童扶養手当障害認定医				1 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
主任家庭児童相談員			1 7 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
家庭児童相談員			1 5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
母子・父子自立支援員			1 2 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
ハートフル相談員			1 5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託医師				2 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託歯科医師				2 1, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
保 育	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

所 嘱 託 医	歯科	5 0, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科医			7, 0	3 7	2, 1	1 2,	2, 1
	師助手			0 0		0 0	5 0 0	0 0
	歯科衛 生士			7, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
廃棄物不法 投棄監視員		2 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
水質監視員		2 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
環境保全監 視員			1 8 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
消 費 生 活 相 談 員	週 4 日 の勤務		1 2 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	週 4 日 未満の 勤務			7, 5 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
土木技術指 導員				8, 7 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
教育相談員			8 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

学校生活相談員				8, 7 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
教育活動指導員			2 5 0, 0 0 0					
校医	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	眼科・歯科	5 0, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	薬剤師			2 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
就学時健康診断医				2 0, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
教育支援調査員				7, 5 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
社会教育指導員			1 0 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
青少年相談員		3 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
スポーツ推進委員				7, 5 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
民俗資料調査員		1 6, 0 0 0						

公 民 館 の 職 員	館長		1 3 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	コミュ ニティ 推進委 員	3 0, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	コミュ ニティ 推進委 員主事		1 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	分館長	8, 0 0 0			3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	ティームテ ィーチング 非常勤講師			1, 7 5 0				
	小中学校非 常勤講師			2, 8 7 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0

」

を

「

産業医			5 0, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
統	一般統				3 7	2, 1	1 2,	2, 1

計 調 査 員	計調査					0 0	5 0 0	0 0
	基幹統計調査				3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
福祉事務所 嘱託医			5 5, 0 0 0		3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
児童扶養手 当障害認定 医				1 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託医師				2 5, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
嘱託歯科医 師				2 1, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
保 育 所 嘱 託 医	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科	5 0, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科医 師助手			7, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	歯科衛 生士			7, 0 0 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
校 医	内科	5 5, 0 0 0		2 5 0	3 7	2, 1 0 0	1 2, 5 0 0	2, 1 0 0
	眼科・歯	5 0,		2 5 0	3 7	2, 1	1 2,	2, 1

	科	0 0 0				0 0	5 0 0	0 0
	薬剤師			2 5 , 0 0 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0
	就学時健康 診断医			2 0 , 0 0 0	3 7	2 , 1 0 0	1 2 , 5 0 0	2 , 1 0 0

」

に改め、同表備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、同表備考中第7項を削り、第8項を第6項とし、同表備考中第9項を削り、第10項を第7項とし、第11項を第8項とし、同表備考第12項を削る。

別表第4を削る。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第5条第2項を削る。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

(かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 かすみがうら市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第48号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「職員」を「労務職員」に改める。

第2条中「職員の給与の種類」を「労務職員（この項において、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与の種類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 労務職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年度かすみがうら市条例第 号）の適用を受ける職員の例による。

第3条中「一般職員」を「前条第1項に規定する職員にあつては一般職員の、同条第2項に規定する職員にあつては会計年度任用職員」に改める。

（かすみがうら市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第9条 かすみがうら市職員の旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「一般職の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。